

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（案）」 に対する意見

平成19年9月18日
東京商工会議所

地球温暖化問題は、経済・社会活動に深刻な悪影響を及ぼすと予測されており、その対策として、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減させ、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる努力が必要であることに異論はない。

京都議定書に定められた削減義務のある国からの排出量は世界全体の3割程度にすぎず、実効性は低いと言わざるを得ない。2013年以降の気候変動対策の国際的な枠組については、議論が進められているところであるが、米国、中国、インドなど温室効果ガスの大量排出国を取り込んだ実効性の高いものとなるよう、外交努力が強く求められる。

世界の全ての人々が、共通の課題として、長期的、継続的に温室効果ガス排出の大幅削減に取り組まなければ効果が期待できない。我が国としても、応分の努力を惜しんではならず、「環境と経済の両立」の原則のもと、国民各層の自主的な取り組みを推進することが求められる。

今回取りまとめられた中間報告は、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合で審議が重ねられ、目標達成計画の評価・見直しと追加の対策・施策が示されたものであり、概ね妥当であると考えられるが、各論について、以下のとおり意見を申し述べる。

Ⅲ 京都議定書目標達成計画の見直し

2. 対策・施策の強化の方向

(1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき
対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策

<分野横断的事項>

(自主行動計画の推進) (P. 10)

【意見】

- ・産業部門の排出量は自主行動計画により順調に削減されつつあり、今後も、所管省庁によるフォローアップを受けながら、企業による自主的な取組みを継続していく必要がある。

(地域の取組の強化) (P. 13)

【意見】

- ・地域ごとに温室効果ガスの排出量を規制する動きがあるが、一定の地域に限定された排出量の規制や削減の義務化は、効果が限定的であり、先進的な取組みとは言えない。企業は、各地に所有する事業所、工場等で費用対効果を勘案しながら排出削減に取り組んでいるところであり、その自主的な取組みに配慮することが求められる。
- ・地方公共団体においては、地域の自然的社会的条件に応じ、排出削減のためのインセンティブの創出、あるいはベスト・プラクティスを提示するなど、特に昼間住民（在勤者・在学者）を含めた地域住民の自主的な取組みを促進するための施策を講じるべきである。

<民生（業務・家庭）部門関連>

(住宅・建築物の省エネ性能向上及び評価・表示の充実) (P. 13)

【意見】

- ・屋上・壁面緑化を施した建築物や、一定の省エネ基準を満たした住宅等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置など、税制優遇措置等のインセンティブを付与する方策により、建築物の省エネ性能向上の促進を図られたい。
- ・今年度末が適用期限であるエネルギー需給構造改革投資促進税制について、対象となる業務用ビルの省エネ対策設備を拡充したうえで、延長されたい。

(国民運動) (P. 14)

【意見】

- ・国民一人一人の行動を温室効果ガスの削減に向けるための国民運動の展開は、特に排出量増加の著しい家庭部門対策として必要である。また、国民運動の推進には、科学的に正しい知見による啓発が必要であり、企業の協賛やマスメディアの活用のほかに、学校教育を通して、温暖化対策の重要性や具体的な排出削減の手法・効果の啓発を図ることも重要である。長期的に温暖化対策に取り組むためには、次世代の人材育成が必要である。

<運輸部門関連>

(自動車単体対策) (P. 15)

【意見】

- ・グリーン税制について、対象を拡大したうえで適用期限を延長されたい。

(交通流対策・公共交通機関の利用促進等) (P. 15)

【意見】

- ・渋滞緩和などによる二酸化炭素排出削減に向けた環状道路の整備については、効果の大きい首都圏三環状道路など、都市部の集中整備を進めることで実効性が高められる。整備の早期化のための予算確保や手続きの簡素化が望まれる。

<産業・エネルギー転換部門関連>

(新エネルギー対策の推進) (P. 16)

【意見】

- ・国は、今後の新エネルギーの需給見通しや関連産業の育成方針を明らかにするなど、新エネルギーへの投資に向けた環境整備を図るとともに、新エネルギーの利用による温室効果ガスの排出削減量を提示するなど、利用の拡大に向け、その意義、効果を国民に具体的に示す必要がある。
- ・新エネルギー対策としてバイオマス燃料に期待が寄せられているが、品質・安全性に対する信頼を確保する一方、安定的で経済的な調達が可能となるよう必要な措置を講じられたい。また、バイオマス燃料を混合してガソリンを製造した場合に、バイオマスエタノール相当分についての揮発油税及び地方道路税を減免するなどの導入促進策を検討されたい。なお、国際的な食糧需給の観点からも十分な議論を行った上でユーザーをはじめとした国民の幅広い理解を得ることが必要である。
- ・グリーン電力証書等による需要側の取組を推進するにあたっては、現在寄付金として扱われている企業によるグリーン電力の購入費用を、全て損金化できるよう税制を整備されたい。

(中小企業の排出削減対策の推進) (P. 16)

【意見】

- ・中小企業にとって、設備購入費用は大きな負担である。高性能機器の導入による排出削減を推進するために、資金面の支援策を拡充するとともに、中小企業が利用しやすい環境を整備されたい。また、エネルギー需給構造改革投資促進税制における中小企業に対する税額控除の延長など、

税制優遇による支援も検討されたい。

- ・大企業が技術・資金等を提供して中小企業の排出削減を行ない、自社の目標達成等に活用する仕組みについては、基本的に賛成である。大企業・中小企業ともに参加企業が自主的に取り組むためにはインセンティブが不可欠であり、排出削減量の認証手続きを簡略化するなど、制度の簡素化を図られたい。

(2) 最終報告に向けて検討すべき事項

(国内排出量取引) (P. 18)

【意見】

- ・賛否両論が併記されているが、そもそも京都議定書による枠組に参加していない大量排出国があるうえに、先進国への国別排出枠の割当てが公平であるとは言えないこと、国内の事業者への公平な排出枠の割当ても困難であること、途上国への生産部門の移転による炭素リーケージの懸念などから、事業者に予め排出枠を設定するキャップ&トレード型の国内排出量取引制度の導入には反対である。

(環境税) (P. 19)

【意見】

- ・環境税は、導入による抑制効果がほとんど見込めないこと、産業の国際競争力を低下させる要因となること、また、「環境と経済の両立」にも反するものであるから、導入には反対である。